

Zweckprogramm und Konditionalprogramm bei Niklas Luhmann

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/918

ルーマンにおける目的プログラムと条件プログラム ——社会システムにおける集権化と分権化（その3）——

碓 井 崇

Zweckprogramm und Konditionalprogramm bei Niklas Luhmann

Takashi USUI

要 旨

ルーマン初期の公式組織論と後期の社会システム論での代表作を通して、そこに貫するもの、発展させたものを探究する。社会システムの理論において、〈複雑性の縮減〉がかれの主要テーマだが、プログラムの問題はその柱の一つである。プログラムは、役割概念を包摂しつつより一般的水準での人間の行為選択から法治国家の特徴づけまでに用いられるスパンの広い概念である。〈入力される原因・条件の事前情報〉と〈出力としての事後的な結果〉ないし〈目的〉という両極的関係の中で、条件プログラム、目的プログラムの二つのプログラムが区別される。目的を固定し、それを達成するため、どのような具体的行為によるかはオープンになっているものを「目的プログラム」と呼んでいる。入力のシグナル（一定の外部情報）Aがあれば、必ず、一定の決定内容Bを結果するという、AとBとのカップリングがある場合、これを「条件プログラム」、あるいは、「慣例プログラム」と呼んでいる。両プログラムの連関としては、代表的論文「ルーティンの称揚」の中で、(1)プログラムの弾力化、(2)プログラム入れ子構造、(3)プログラム連結化、の三つの場合が扱われる点を検討した。また、『法社会学』においては、実定法を基本的には「条件プログラム」とみなす考えにたって、法治国家 対 社会国家の二原理のバランスを両プログラム間の関係としてとらえている。「条件プログラム」は、権限委譲のような分権化に対応する。「目的プログラム」は、社会計画、地方分権での個別解決案の探索に相当する。

目 次

- 1 社会システムにおけるプログラムの問題
- 2 目的プログラムと条件プログラムの概念
- 3 二つのプログラムをめぐる諸連関（弾力化、入れ子構造、連結化）
- 4 近代国家の法規範と条件プログラム
- 5 結び 二つのプログラムと集権化・分権化

1 社会システムにおけるプログラムの問題

本稿では、前期ルーマンの組織論と後期ルーマンの社会システム論を照合することによりそこに一貫する目的プログラム・条件プログラムのプログラム論を見た上で、集権化・分権化との接合の可能性を明らかにする。この二つのプログラムの問題はかれの著作の各所に散りばめられていて、その議論を集大成すること自体が課題になりうる。組織論でのかれの議論を見ることは、その後的一般システム理論の影響の下、抽象度の高い、したがってかなり「難解」とされるかれの一般社会システム理論の含みをより見えやすいものにするメリットをもっている。一見無味乾燥のようで、読む人の姿勢と応用の準備次第で、多くの摄取しうる点を秘めていることは、本稿のプログラム論一つをとってみても明かであろう。

さて、このプログラムの問題は、社会システムそのもののプログラムを意識している点で包括的であり、行為論的でもあり同時にマクロの問題にも対処しうるという幅をもっている。これは、パーソンズが文化体系をプログラムとみる用語法に匹敵する広い概念である。パーソンズは、行為体系を論じる場合、「プログラム＝文化体系＝一定の構造をもつ意味の体系」という等置をベースに、これを社会体系、パーソナリティ体系、それに、行動的有機体の体系と対比する考え方を述べている¹。

以下のルーマンの紹介では、原著でもほとんど例があがっていないため、少しでもイメージをもって読みやすいように、二三 例をあげておこう。目的プログラムの例：植民地が独立国家に変わるという目的をねらう場合²、インド独立、アイルランド独立など考えると、種々の目標達成行為の探索がありうる。条件プログラムの例：酒酔い運転という条件があれば、結果として15点という反則点数を課すことがプログラム化されている。大学入試の場合：入試センター試験の出題の多肢選択法で、A ならば B という定型的に選択肢を選んで解答する方式は、条件プログラムということになるが、例えば自己のアイディアを出して環境問題の解決案を探索するような出題をすれば、目的プログラムということになろう。

さて、ルーマンによると、プログラムの水準が、役割の水準をも包摂しつつそこから独立しうるのは、まさにこの抽象化のもたらす成果であり、二人以上のパーソン (Person) の行動が調整され、期待可能にならなければならない場合である。「外科手術は、今日では、役割遂行であるにとどまらず、プログラムにほかならない」。プログラムは、行動の〈適切さ〉 Richtigkeit (言い換れば行動の〈社会的受容可能性〉) の諸条件の複合なのである³。また、個人行動の役割に関わる期待をこえたところにでてくる〈期待秩序〉 Erwartungsordnung を「プログラム」(Programm) と名づけている⁴。

行為の「プログラム化」(Programmierung) の形式で職務遂行を精密に規定することが

できるし、このプログラム化の形式によって、行為の〈適切さ〉の諸条件が、(1)行為を始動させる諸条件に基づいて、(2)または行為のめざされる結果に基づいて、(3)あるいはその双方の観点に基づいて、取り決められている。そのことに相応して、行為の〈条件プログラム〉Konditionalprogramm と〈目的プログラム〉Zweckprogramm とが区別されることになる⁵。前者は「目的固定化」(Zweckfixierung)、後者は「慣例プログラム」(Routineprogramm)ともしばしば呼ばれている。入力(始動条件)と出力(結果)——これらの名称も種々言い換えられているが——のつながりは、〈結合作用〉とも〈カップリング〉とも呼ばれている。

プログラムは多様である。一回限りのプログラムもあれば、継続的なプログラムもある。期待が詳細に規定されているかどうかも様々に異なる。偶然性を取り入れることに対する備え、実行に伴いプログラムが変更されるかどうかへの備えも、プログラムごとに様々である⁶。ルーマンにおいてこのようなプログラム概念が、社会システム理論に取り入れられる理由には、少なくとも三つの鍵になる観点があるので、以下順次明らかにしていこう。

プログラム概念が登場する第一の鍵は、〈複雑性の縮減〉の基本テーマと関係していると考えられる。〈複雑性の縮減〉に関する指摘としては、〈期待の固定〉Erwartungsfestlegung の抽象度の高さのゆえに、プログラムの複雑性はきわめて高いものになりうる⁷という点である。プログラムそのものの複雑性を増すことによって、環境への適応を増すというかの基本命題に関連するものと考えられる。また、行為の〈事前〉と〈事後〉への指向、こうした諸条件や諸結果への指向によって、行為縮減は、〈選択確実性での行為縮減〉die Handlungsreduktion an Selektionssicherheit⁸の増大であるとも述べられている。

拘束力を伴って事前に決定された決定前提より成る決定プログラムでは、それらの諸前提によって、決定の及ぶ範囲が限定される。その限りでこのプログラムは、すでに縮減された複雑性に関わっているのであり、それゆえに責任を軽減されているといえる⁹。

第二の鍵は目的と条件の問題である。目的—手段を直結させる思考は、ルーマンの批判するところであり¹⁰、目的論的発想には基本的に批判的であることを前提にした上で以下の議論がでてくる。この原因と結果の対置からプログラム化には、目的プログラムと条件プログラムの二つの基本類型しかないと言う¹¹。プログラムのこの二形式については、マーチとサイモン¹²のアイディアを巧みに取り入れたものと言える。二つのプログラムに分ける際の根拠として、行為における「原因と結果」の別、「条件と結果」の別、あるいは〈事前〉と〈事後〉の別がかかわっている。以上の観点は、定義的説明でも、目的プログラムは、行為によって達成される〈特定の結果〉を志向するのに対し、条件プログラムは〈選ばれた原因〉に配慮するものである¹³とする。あるいは、目的プログラムの〈結合作用〉Bindungswirkung は、一定の〈目的〉以外の諸行為結果を考慮しないようにするのに対し、条件プログラムの結合作用は〈発せられたシグナル〉以外の行為原因を考慮しないように

する¹⁴と述べられているところであるが、これについては2節で詳しく見る。

第三の鍵は、社会システムの環境適応力の問題である。環境変化とフレキシブルな決定にかかわる。環境のコンティンジェンシーに対応するプログラムのありようが求められる。社会システムが、変化しやすく完全には制御できない環境に強く拘束される場合、より柔軟な決定プログラムを選択しなければならない。3節で見るようにプログラムの弾力化(柔軟性)はルーマンの大きな関心対象である。そこで、目的プログラム(目的固定化)と条件プログラムという決定を下すさいの二つの形態が問題になる、と言う¹⁵。

2 目的プログラムと条件プログラムの概念

[1] 行為過程のパースペクティヴからすると、一方では、行為がそもそも始動したり、また行為が再生産されうるためのあらかじめ満たさなければならない〈諸条件〉Bedingungen、例えば、それにふさわしい場面、コミュニケーション手段、「取り扱われる」対象、動機づけの用意などが見いだされる。これらすべては、行為に〈先立って〉確保されなければならない。他方では、こうした行為過程は、次のような期待構造をその土台としなければならない。この期待構造は、〈諸結果〉Ereignisse、例えば、生産されるべき製品、あるいは変えられるべき状態——関与者がそうしようとしているばかりにかぎってだが——に照準を合わせているのである。この種の結果は、その行為がおこなわれた〈のちの〉状態として期待可能でなければならない。行為の〈事前〉Vorherと〈事後〉Nachherへの指向によって先の行為縮減がもたらされる¹⁶。

こうして、目的プログラムは、「目的固定化」とも呼ばれるように、公式的な期待を、行為が導く未来の、ある特定の結果だけに限定し、その結果がどのような具体的な行為によってもたらされるのか、という点に関しては規定していない¹⁷。他方、条件プログラムは、多少とも〈念入りに仕上げられた〉特定の決定プログラムを意のままに用いることを可能とし、ある一定の情報が発せられたときには、その決定プログラムが選択されなければならないということを規定している¹⁸。

[2] 目的プログラムの定義は、以下のようにも繰り返されている。目的を設定して、固定化し、それを達成する手段は問わない。手段はむしろ探索課題になっている。このプログラムは、「目的プログラム」あるいは「目的固定化」と呼ばれ、手段選択、行為選択における自由裁量が大きい。ある種の、〈有用性条件〉Brauchbarkeitsbedingungenを満たし、公式的に正当化される¹⁹。目的固定化は、未来のある特定の行為作用だけに縮減し、その結果がどのような具体的な行為によってもたらされるのか、という点に関してはオープンで規定しない点に求められる。これによって、〈行為の自由裁量〉が確保されるが、それは、たとえば経済性原則を重視するといった付加的な基準に従い、それぞれの状況に応じて限定されたり、あるいは目的そのものを変更して拡大されるといったことが可能なのである。

実際の行為は、その具体的な過程において、目的によって確定されるというものではなく、ただ、ある一定の〈有用性条件〉を満たさなければならないだけだとしても、それらの行為は公式的に正当化されたものとして妥当するのである²⁰。

〔3〕行為選択の幅広い戦略化の結果は少なくとも二つあげられる。第一は、ただ一つの、まったく特殊な目的だけが問題であるときには、例えば、どのような手段を使ってもよいし、どのような派生的結果がおこってもかまわないのであるから、囚人を刑務所に入れておくとか、できるかぎり多くの手袋を販売するとかいった場合には、その目的を実現するために適していれば、あらゆる環境戦略が認められることになる。そうなると、公式的な意味での非合法 (formale Illegalität) はほとんど存在しなくなる。第二に、目的プログラム化は、それが外部に対して多くの手段を許容するというそのことによって、システムの内部に対するイニシアチブをとりにくくするという効果をもつ²¹ という点である。

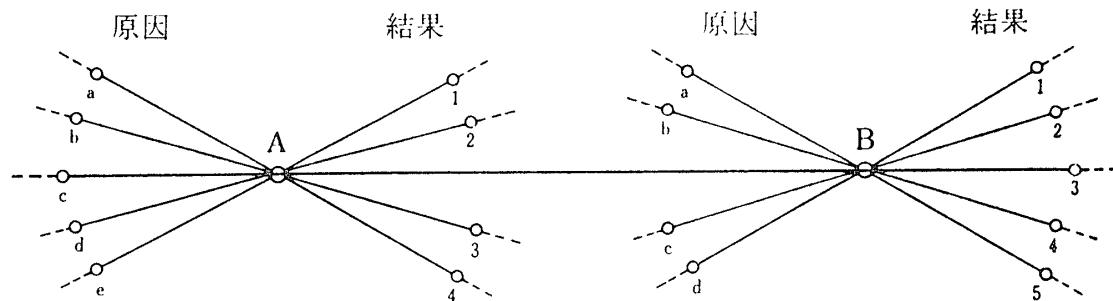
〔4〕次に、条件プログラム化は、どのように定義されるであろうか。典型をあげると、〈一定の外部情報と一定の決定プログラムとの強固なカップリング Koppelung〉とする場合である。すなわち、一定のできごとが起こったり、類型的に確定された情報が入ってくるならば、あらかじめプログラム化されたような決定が下される、という強固なカップリングを成しているという点にその本質がある。この〈記号〉Zeichen と〈プログラム〉のカップリングは恒常的であり、決定に伴う困難としては、〈記号〉を認識することにある²²。

〔5〕目的プログラムが、行為によって達成される特定の結果を志向するものであるのに対し、条件プログラム化は選ばれた原因に配慮するものである。このような情報は、ある決定プログラムを選択させたり、させなかつたりするような他の原因（動機）について配慮することなく、決定を下すためのはっきりした根拠として有効にはたらく。発せられた記号と決定プログラム自体の〈定義づけ〉は、ある程度、正確かつ具体的に行うことができる。したがって、行為の自由裁量の余地を残すことも同様に可能なのである²³。ルーティンというものに対し流布しているあらゆる偏見にもかかわらず、この条件プログラム形態も、次節で見るような決定の弾力性に一役かっている。条件プログラム化は、〈作動させるデータ〉登場の時系列や頻度とは独立に、決定プログラムを作成し公式化できるようになる。この点に、類型的には予測できるが、個別的には予測することのできない〈環境の出来事〉に対して、システム境界を恒常的に維持するという、一つの本質的なテクニックが存在している²⁴。

先に見たように、目的プログラムの〈結合作用〉は、目的以外の行為結果を顧慮しないようにするはたらきをもつ。また、条件プログラムの〈結合作用〉は、発せられたシグナル以外の行為原因を顧慮しないようにするはたらきをもつ。このようにして、この二つのプログラム類型は相互に〈補完的〉なものとし、この二つの類型ではともに、行為はある〈作用を惹き起こすもの〉Bewirken einer Wirkung だという解釈を前提としている²⁵。

[6] 以上の両プログラムを説明するために、かれの組織論に近い時期に著わされた『目的概念とシステム合理性』の中で用いられている図解(図表1²⁶)と関連づけてみよう。図中、Aは原因、Bは結果を示すが、单一の連鎖では示しえない副次的原因群、副次的結果群のあることが示される。Bで示される目的を固定してその原因をオープンにして探索するのが目的プログラムということになる。これに対し、手段Aの選択が、AならばBというふうに原因についての固定的定式化(結合作用)として機能するのが条件プログラムと言える。

また、この書でも両プログラムについて同一内容の考え方を、表現を多少変えて次のように対比される。目的プログラムとは、その内容に即して言えばなによりもまず、定式化された問題である。ここに条件プログラムとの本質的な違いがある。後者は——少なくとも理念的なかたちにおいては——問題解決の〈計算〉、すなわち基本的にはすでに解決済みの問題を解くメカニズムなのである。これに対して目的プログラムは、問題設定という〈索出的〉な機能をプログラミングすることに限られている。問題の解決に関わる〈決定を考慮〉 Entscheidungsüberlegungenする際には、当の問題によって〈脈絡〉 Zusammenhangと〈構造〉が与えられる。決定の過程の側から見れば、問題とは〈制約〉 begrenzendと〈規格を課す〉 disziplinierend諸条件の複合体に外ならない²⁷。



図表1

なお、この図の意図を補記しておけば、次のような指摘がなされている。目的-手段は相対的である。これは因果的事象のある段階が生じる際に、多くの原因と結果が集まっては離れていくということから、必然的に帰結する。図のBが目的でAが手段だとしよう。Aの副次的帰結(A_{1-4})も、Bの他の原因(Ba-d)のあらゆる副次的帰結も、「Bには、それらすべての副次的結果がもつ否定的な相に匹敵するだけの価値がある」との価値判断によって〈中和される〉のだ。これに対してAが〈自己目的〉である場合には、Aから生じるあらゆる帰結、すなわち(A_{1-4})およびBが一括されて、Aの他の総体的原因からの副次的結果に対して優先される。先行原因、副次的帰結の関連が〈ばらばらになる〉ような価値判断の〈不整合〉 Unabgestimmtheitは、次のことを意味している。すなわち、〈目的-手段の連鎖〉によって、諸原因と諸目的を選択しつつ因果的に結びつけることはできる。だが、統一的な評価は不可能なのだ、という。ZbSr 197-198頁、S.268。

3 二つのプログラムをめぐる諸連関

ルーマンの「ルーティンの称揚」(Lob der Routine) 論文は、その後の著作で自ら引用を繰り返しているように基本をなす論文である。そこでの両プログラムの定義と発想は今まで述べてきたことと変わらず、その後もこのテーマを反芻していることがうかがわれる。ここでは、この論文によって、両プログラムの間の関連づけを見ておこう。

〔1〕目的プログラムと条件プログラムの動態を弾力化（柔軟性）の問題として扱う。入力-出力間の相関が変化しないとしても、その上でなお生じてくる〈二次的弾力性〉sekundäre Elastizität もありうる²⁸。システムとその環境との関係が比較的安定しているのは、単にプログラム形式でのみ保証されているのではないからである。諸々の時点、出来事の諸結果に対する、〈条件的な〉無関心、〈選択的な〉無関心によっても保証されている。固定的相関とはいっても、入力-出力の各々あるいは双方で、ある種の不確実性がある。入力情報が弾力化する場合と、出力コミュニケーションが弾力化する場合の両面がある。

〔2〕前者の入力情報の弾力化の場合から見ておこう。慣例プログラムは限定的であるが、〈裁量〉に対しては完全に余地が残っている。この場合の〈裁量〉は、プログラムによる許容に依存している。それ故、非プログラム的決定の自由とも異なるし、意思決定の場合の手段選択に開かれている余地とも本質的に異なっている²⁹。三つの場合があげられる。

1) システム固有の〈デザイン〉の不確実性により、慣例プログラムは〈情報期待〉（予期される入力情報）を通して、状況の単純化をすすめ、また、〈活動〉を〈記号の認識〉へと変換する。意思決定者の志向の基礎として、記号が多様な「生」の環境にとって代ることになる³⁰。

2) 環境は、それについての自己描写の尺度で扱われるのではなく、環境にとって疎遠な情報カテゴリー化によって取り扱われるという事実が、システムの〈受容弾力性〉Empfangselastizität がでてくる最初の契機である。次のステップは、情報期待が〈一般的〉に定式化され、その結果、システムは様々なデータとできごとを、等価的に扱うということができる。したがって、多様なできごとに対して、限られた数の反応型を準備しなければならない。その受容カテゴリーの抽象水準を変えることによって、環境の差異性への無関心の度合いを自己調整をすることができる（例えば、かれの例示を援用すると、自動車交通規則上では、肉屋 X 氏のメルセデスと、帳簿係 Y 氏のフォルクスワーゲンは等価的に扱われる。しかし、抽象水準を変えると、中古車市場や車の用途分類などへ関心のありかが移動することになる）。

3) 外部データと一般的デザインの間の関係を扱うとなると、正しい〈包摶〉をしているかどうかについてのある程度の〈疑問〉もでてくる。システムの受容弾力性を高める第三の形態は、この〈疑問〉を計画に取り込んだり、〈疑問〉の手当をしたり、〈疑問〉を徹底

利用することである。そしてプログラムの使用を〈プログラムとは縁のない〉諸観点——例えば、一般的なシステム維持の関心への意向や、慣例プログラムの構成要素とはなっていない諸目的への志向——によってコントロールするために利用されうるのである³¹。このようにして達成された〈弾力性〉と〈状況適応〉のメリットは、かなり大きなものとなりうる。このようにして、慣例プログラムは、〈公式的には非合法的な〉決定志向への強い有意味的な傾向をもっている。法律家——その地位が〈ルーティン管理者〉(Routineverwalter)ともいるべきものであるが、目的プログラムで仕事をすることにも慣れています——についても、自己の〈規範〉と〈客観的事態〉を〈有用にする〉brauchbar よう（すなわち、〈状況的に公正〉situationsgerecht であり、〈多義性をもって〉mehrdeutig 業務遂行をするよう）にとの圧力の下に置かれている³²。

〔3〕次に後者では、決定という出力の方向で弾力化している。弾力性の程度は、どの程度決定が細部までプログラム化されているかに関連している。決定がより弾力的になり、執行方式がオープンになっている場合がある。出力後の執行での弾力性なので、これは、〈前向弾力性〉(Elastizität nach vorn)とも呼ばれている。例えば、判決が法律条文では細かくは規定されていない場合がそうであるし、また、一定の条件の下、金の支払い義務が指定されてもその期限が示されていない場合には、執行はオープンになっていると言える。この弾力性が増してくると、開かれた慣例プログラムが、目的プログラムの形をとるようになることもしばしばある。例えば、倉庫での在庫を補充する管理システムの場合、どこから購入するかはオープンになっている場合がそうである。目的は「最大限経済性を考慮して」補充するという目的プログラムがあるだけで、購入の細部の手段はプログラム化されてないという場合である。

〔4〕さて、両プログラムの関わり方について、「プログラム入れ子構造」(Programmverschachtelung)と「プログラム連結化(組み込み化)」(Programmverbindung)の区別をしている点がある。「入れ子構造化」は、「目的プログラムの枠内で適切な慣例プログラムを選択することについての決定」³³で、部分的に慣例プログラムが「入れ子」を成している場合と解釈できる。単純な目的・手段構造とは異なる「ハイアラーキー的入れ子」を成していく、行政の行為はこれによって〈環境依存性〉を増し〈弾力的〉になりうる。逆に、「連結化」の場合は、慣例プログラムを実行するとき、そこへ、目的プログラムを組み込み、それによって個別のケースでルーティンとして何がなされるべきかを特徴づけようとする³⁴。この場合には、目的プログラムの方が組み込まれるのである。

〔5〕目的プログラムの定式化は二つの形で、慣例プログラムの構造規則(Strukturgesetz)に依存している点も指摘されている。

1) 第一は、目的達成が入力情報に依存している点である。福祉事務所では、単なる〈困窮を和げる〉という目的プログラムに留まらない。「受給資格」での所得が、96マルク50ペ

ニヒを越えない、「二人世帯」で137マルク80ペニヒを越えない、などということがあってはじめて、〈活性化〉 *tätig werden* しうるのである。こういう条件プログラムの〈データ・カテゴリー〉が、目的プログラムの依っている〈自然状況〉 *natürliche Situation* —— これは〈歴史状況〉 *historische Situation* とも言われるが —— にとってかわり、条件プログラム化される。このように特定の慣例プログラムへと整序し、〈目的プログラムの条件化〉 *Zweckprogramme zu konditionalisieren* がなされる。

2) 慣例プログラムの構造規則によって、入力情報と目的定式化の間のある種のバランスを守る。入力情報が厳密化してくると、出力行為を厳密化する必要が高まってくる。例えば、福祉事務所の処置の機会とは〈困窮を緩和する活動〉とだけ定義されている場合には、ほとんど意味がないであろう。かえって、〈機会 Anlaß〉を定義することは、同時に目的を制限することを含意するものである。例えば、生活水準を貧困線以上に高めねばならない、といった場合を考えると、慣例の構造規則が、目的公式を自己に従わせることになっている。

なお、この他、目的プログラミングについて、多段階性 (*Mehrstufigkeit*)、多節性 (*Mehrgliedrigkeit*)、時間的秩序の分析もある³⁵ が、ここでは省略する。

4 近代国家の法規範と条件プログラム

現代国家での両プログラムの特質について、「称揚」論文の場合から見よう。全体社会レベルでの〈慣例的なもの〉のメリットとして次の点が指摘される。

慣例プログラム化は、環境世界の変動にもかかわらず、システムでのできる限り精確な〈決定計画化〉として機能する。全体社会的に見れば、慣例プログラムは各システムが、他の諸システムの〈出来事〉を —— その自由を侵害することなく —— 条件的に志向する状態をつくりだしている。〈慣例〉は〈労働技術的〉軽減という重要性があるにとどまらない。分化した社会の中で、また、高度組織社会の中で、〈調整的処理〉としても、また〈システム的自律性〉と〈相互依存性〉という矛盾の解決においても事実上の重要性をもつにいたっている³⁶。

近代の法治国家³⁷ の〈強制法〉 *zwingendes Recht* は、どの〈事実構成要件〉 *Tatbestand* によって、どのような〈決定〉をなすべきかの規定をしている慣例プログラムといえる。実定法という条件の下での法律家の〈法適用活動〉は、〈慣例作業〉である。しかし、これによって、決定の困難度については何ものも解決していない。近代国家では、〈実定法〉と〈倫理〉は分離せざるをえなくなり、それにより、慣例プログラムと目的プログラムも分離されるようになる。分離しつつも、〈法治国家〉と〈社会国家〉とは釣り合いをすすめ、行政においては慣例プログラムと目的プログラムとが綿密に調整された共同行動をとるようになる。このような特徴づけは、もっぱら西欧国家にあてはまる。他方、東欧国家の行

政では、目的プログラムの影響が大変強く、それだけ〈時間拘束的〉〈状況近接的〉に意思決定がなされている³⁸。

さて、かれの『法社会学』では、新たな法社会学の基礎づけの一環として、プログラム化の問題を集約的に論じているのでそれを概観して考えてみよう。法の定義とも関連して、プログラムは「制裁—手続—プログラム」という三つのメカニズムの結合³⁹ の問題として位置づけられる。実定法を条件プログラム（慣例プログラム）としてとりあげている。

法規範の「条件化」（A ならば B）というプログラム化は整合的な予期を可能にする。法は決定プログラムとなるが、ここで「プログラム」という概念は、「システムの諸問題がその解決を限定する条件（constraints）の挙示によって定義され、その定義にもとづく意思決定によって解決可能になる。さらにまた、その〈問題定義〉自体が、手続上意思決定によってなされ、又、意思決定によってテストされること」⁴⁰ をさしている。この条件プログラムは、不確実性に耐える⁴¹ ためのものと性格づけられている。この条件プログラムの利点はおおむね次の点があげられている。

- 1) 条件プログラムの意義は、この耐えうる〈不確実性〉Unsicherheit の程度を高めることに存する。条件的にプログラム化されたシステムは、より高度の〈不確定性〉Kontingenz、したがってまた事実関係のより高度の複雑性と共に存しうる⁴²。
- 2) 条件プログラムにより、変動の可能性が開かれる。このプログラムは、「二元的・両極的構造」（binäre, zweipolige Struktur）にある。一つの面または他の面、〈A〉の面または〈B〉の面を別のものに入れ替えて、しかも、入れ替えなかつた方を——それに意味を与えるすべてのことからとともに——変更の基準点として堅持することが可能になる。こうして、状況と結果への行為の拘束を緩和することができる⁴³。
- 3) 条件プログラムに〈技術化の可能性〉Technisierbarkeit がある。フッサーに由来する用語法にしたがえば、有意味的な指示を現実に実行するという負担から、〈体験加工を解放すること〉Entlastung der Erlebnisverarbeitung（最も純粋な場合は論理的ないし数学的な計算）である。〈自動化可能〉になって、時間は大いに節約され、一定の〈意識容量〉Bewußtseinskapazität をもって、より多くの情報が加工されることになる。意識のはたらきが、高度の選択性をもつことができる⁴⁴。
- 4) 前項と関連して注目に値するのは次の点である。それは、決定の結果に対する注意と責任からの解放である。渋々認められることだが、〈A〉が決まれば〈B〉もまた決まっているのであり、B は必然の結果として受けとられるのであって、計算され評価されるのではない、というのが、条件プログラムの下における法律の決定作業の様式たらざるをえない⁴⁵。
- 5) 「条件プログラム化は、決定の調整に必要なコミュニケーションのコストに関して、大きな利点をもっている。そのことはとくに、上下方向のコミュニケーション、すなわちヒ

エラルヒー的監督の負担軽減についてあてはまる」。「条件プログラムは、権限委譲(Delegation)のためによりよい可能性を開くものである。それは目的プログラムの場合よりも結果に対してより強く〈免疫〉されており、それゆえ不断の追跡を必要としない。それは適用状況の数や細部について精確な知識がなくとも、典型的な〈決定設計〉 Entscheidungsentwürfe として一般的に立てられ、そのようなものとして伝えられうる。必要なかぎりで、細部は条件としてプログラム中にとり入れられる」。「監督はあまり厳密に行なわれない。個々の決定を発動させること、そして通常は個々の決定の制御を発動させることも、プログラムがその条件として定式化しているところに対応した情報と関心とをもつ者〔利害関係者〕の手にゆだねられるのである。それによって、このプログラムは、利害関係者に一種の権威——決定を下す諸機関に対する、ヒエラルヒー的でない副次的権威——を与えることになる。こうして、コミュニケーションの負担が途方もなく増大するにもかかわらず、決定システムの〈ヒエラルヒー的操縦〉と〈制御〉とが維持されうる」⁴⁶。このような説明には、権限委譲、専門職的権威、コンピュータ社会での意思決定という一連の問題にかかる糸口が含まれていると言えよう。

6) 要するに、条件プログラムという形式は〈容量の増大〉Kapazitätserweiterungenを可能にするものである。この容量の増大は、法を実定法へと再編し、それに応じた法の複雑性を増大させるために不可欠となるものであって、具体的には、〈合理的な変異の原理的に基礎づけられた可能性〉prinzipiell angelegte Möglichkeit rationaler Variation、および、注意力や結果責任や調整のためのコミュニケーションに対する過大な要求からの解放というかたちをとるものである⁴⁷。

7) さて、法の機能的特定化、実定法化 (Positivierung) は、6)項の事項の要求水準を引き下げるという問題に対応し、結果責任の放棄において、最も明確にあらわれてくる。これに対する解決の方向は、条件プログラムによって照射される一面性を、もっと高次の決定レベルで、すなわち、条件プログラムの作成と変更とを、〈目的の観点〉Zweckgesichtspunkten から政治的に決定することによって修正することも可能になる⁴⁸。これは前節で見たような目的プログラムとの関連づけの問題であろう。

以上、各項にわたって見られる強調点は、条件プログラムが、複雑性の縮減、負担の軽減、あるいはシステムの恒常性維持として機能している点にある、と要約することができるだろう。

5 結び 二つのプログラムと集権化・分権化

この一連の研究、「社会システムにおける集権化と分権化」⁴⁹ の主題と、このプログラムの問題の関連を述べておこう。まず、要点を繰り返しておくと、第1論文「分権化の説明論理」では、アストン研究、ブラウなどのレビューを通して、組織論的に集権化・分権化

を説明する場合、分権主体が集権主体の等価的な代理人としての役割を果たしている場合を見てきた。この代理人には、システム内の権限委譲もあれば、システム間の機関委任事務の場合もある。この場合には、分権主体の自律性が低いので「軽い分権化」と名づける。

また、第2論文「対抗的相補性と複合的相補性」では、システム間（政府間）関係をその対抗面と、システム間の複合面（Verflechtung、財政の中央依存など）に分けて動態分析を試みた。対抗的でより自律的になった分権主体を「重い分権化」と呼ぶ。ドイツの連邦（Bund）と州（Land）の関係がこの典型である。分権主体と集権主体の関係は、対抗的相補性の場合と複合的相補性の場合に分けて分析することができると考えられる。

以上の、「軽い分権化」と「重い分権化」の区分が本稿の目的プログラムと条件プログラムと、どのように関連しているのか指摘して結びとしよう。

第一は、近代の法の支配、実定法は、原理的には条件プログラムとしてとらえられている。これは事務量の増加に対処して複雑性を縮減する、というウェーバーに通じる説明を基礎としている。

第二に、「軽い分権化」としての権限委譲については、条件プログラムの、前以てプログラム化された決定が、部下の決定内容を義務づけ、その権威の基礎になっているとのルーマンの指摘⁵⁰に対応している。これはウェーバー以降の組織論での標準化、公式化に対応する問題である。

第三に、目的プログラムは、今日の地方分権、社会計画で問題の個別解決案を探索する活動に相当する。その具体的進行は、集権主体のプログラムとの関連を維持しながら、ルーマンのいう「プログラム入れ子構造」「プログラム連結化」をたえず伴なって進行しているのが現実であろう。日本での「高齢者保健福祉十ヵ年戦略」の具体化に、各市町村がどのような解決案をだすのかという〈目的プログラム〉と、福祉をめぐる中央・地方の具体的基準づくりの〈条件プログラム〉が想起されるが、この点で、ルーマンが福祉行政を例示していたのは、断片的ではあるものの示唆的だといえよう。

注（斜体文字の文献略号は、参考文献表参照）

- 1 パーソンズ、井門富二夫訳『近代社会の体系』至誠堂、1977年（原著1971）、5-6頁。
- 2 ルーマン、SS 下589-590頁（SS.432-433）にあげられている例をもとにした。
- 3 SS 下589-590頁（SS.432-433）
- 4 SS 下589-590頁（S.432）
- 5 SS 上321-322頁（S.278）
- 6 SS 下589-590頁（SS.432-433）
- 7 SS 下589頁（S.433）
- 8 SS 上322頁（S.278）
- 9 ZbSr 212頁（S.284）
- 10 ZHS

- 11 *FFfO* 下185-186頁 (S.283)。他に、*FFfO* 下111-112頁 (S.231)、181-182頁 (S.231)
- 12 March, J G. and Simon, H.A., *Organizations*, 1958, pp. 139-141. 土屋守章訳『オーガニゼーションズ』ダイヤモンド社、1977年、211-213頁。
- 13 *FFfO* 下181-182頁 (SS.282-283)
- 14 *ibid.*
- 15 *ibid.*
- 16 SS 上321-322頁 (S.278)
- 17 *FFfO* 下181-182頁 (SS.282-283)
- 18 *ibid.*
- 19 *FFfO* 下181頁 (S.282)
- 20 *FFfO* 下181頁 (S.282)
- 21 *FFfO* 下111頁 (S.231)
- 22 *FFfO* 下111-112頁 (S.231)
- 23 *FFfO* 下181-182頁 (SS.282-283)
- 24 *FFfO* 下112 (S.231)
- 25 *FFfO* 下182 (S.283)
- 26 *ZbSr* 197頁 (S.268)
- 27 *ZbSr* 190頁 (S.260)
- 28 *LB* S.122
- 29 *LR* S.122
- 30 *LB* S.123
- 31 *LR* S.123
- 32 *LR* S.124
- 33 *LR* S.124
- 34 *LR* S.124
- 35 *ZbSr* Kap.5
- 36 *LR* S.120
- 37 近代国家の含む矛盾についてのかれの指摘では、国家は〈主権的〉souveränなものとなり、立法は〈目的を離れた〉zweckentbunden ものになる (*LR* S.122)。法治国家では、法が政治権力に優越することが要請されるが、〈主権的〉権力の濫用があり得、また、法の発展に伴う他の人間による危険の可能性とその許容状態がある。これについては、ルーマン、*Rs* 邦訳277-278頁 (SS.252-253) を参照。
- 38 *LR* S.122
- 39 *Rs* 115頁 (S.103)。
- 40 *Rs* 250頁 (S.227)
- 41 *Rs* 252頁 (S.229)
- 42 *Rs* 252頁 (SS.229-230)
- 43 *Rs* 252頁 (S.230)
- 44 *Rs* 253頁 (SS.230-231)
- 45 *Rs* 253頁 (S.231)
- 46 *Rs* 254-255頁 (SS.232-233)
- 47 *Rs* 255頁 (S.234)
- 48 *Rs* 256頁 (S.234)
- 49 碓井、分権化の説明論理——社会システムにおける集権化と分権化（その1）『金沢大学文学部論集

行動科学科篇』第16号、1996年2月、31-48頁；対抗的相補性と複合的相補性——同（その2）『金沢大学文学部論集 行動科学・哲学篇』第17号、1997年、41-60頁。

50 FFfO 上136頁 (SS.98-99)

参考文献 (ルーマン関連 年次順、〔 〕中は、引用注での文献略号)

- Lob der Routine In: *Politische Planung : Aufsätze zur Soziologie von Politik und Verwaltung*, Opladen, 1964, 1971, 113-142 (1971) [LR]
- Funktionen und Folgen formaler Organisation*, Berlin. Duncker & Humblot. 1964, 1976 (3. Auflage).
- 沢谷 豊、関口光春、長谷川幸一訳『公式組織の機能とその派生的問題』新泉社、上 1992年、下 1996年。[FFfO]
- Zweckbegriff und Systemrationalität : Über die Funktion von Zwecken in sozialen Systemen*, 1968, 1973 (Suhrkamp Taschenbuch wissenschaft), 馬場靖雄、上村隆広訳、『目的概念とシステム合理性—社会システムにおける目的の機能について』勁草書房、1990年。[ZbSr]
- Zweck-Herrschaft-System. Grundbegriffe und Prämissen Max Webers*. In: *Politische Planung : Aufsätze zur Soziologie von Politik und Verwaltung*, Opladen, 1971, 90-112 [ZHS]
- Rechtssoziologie*, 2 Bde. Opladen : Westdeutscher, 1972, 1987 (Taschenbuch wissenschaft 3. Aufl.). 村上 淳一・六本佳平訳『法社会学』岩波書店、1977年。[Rs]
- Soziale Systeme : Grundriß einer allgemeiner Theorie*, Frankfurt a.M. Suhrkamp 1984, 1987 (Suhrkamp Taschenbuch wissenschaft) 佐藤勉 監訳『社会システム理論』恒星社厚生閣、上 1993年、下 1995年。[SS]

難解をもって知られるルーマンの研究も、上記を中心とした代表的な基本テキストの日本語への訳業が出揃ったことにより、よほど接近しやすいものになってきた。今次もこれら先学の仕事のお世話になった。本稿では、一々注記してはいないが、訳文を大なり小なり変更し、分かりにくい場合に原語を補記するような修正を加えたことをお断りしておきたい。